

工事現場等における施工体制の点検要領

1. 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督および検査を確実にこなうことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者（主任技術者も含む）の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、松阪市および松阪市上下水道部が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

2. 適用対象

点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事（請負金額 45,000 千円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、90,000 千円以上のもの。）について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結した工事について行うこととする。

3. 点検の基本

1) 点検事項

「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」（平成 12 年 11 月 27 日公布）および同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

2) 建設業許可部局への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣または都道府県知事および当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下、「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。

一 建設業法第 28 条第 1 項第 3 号、第 4 号または第 6 号から第 8 号までのいずれかに該当すること。

二 適正化法第 15 条第 1 項若しくは第 2 項、同条第 3 項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項または同法第 26 条若しくは第 26 条の 2 の規定に違反したこと。

3) 工事成績への反映

入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認および現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善

状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

4. 現場における施工体制の把握

1) 監理技術者資格者証の点検

工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、工事請負契約書第10条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請負会社に所属する者であることを確認すること。

このとき、不適切な点があった場合には、工事請負契約書第48条第1項第3号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。

2) 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者の同一性の点検

工事請負契約書第10条に基づく通知による監理技術者が、申請書等に記載された配置予定技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であること。

このとき、不適切な点があった場合には、配置予定技術者と同一人を監理技術者とすることを求める等必要な措置を講じること。

3) 専任の点検

監理技術者の専任状況について、適切な頻度で点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は、必要な措置を講じること。

4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳およびそれに添付が義務付けられている下請契約書および再下請負通知書等を工事期間中に点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は、必要な措置を講じること。

5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者および公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は、必要な措置を講じること。

6) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳および施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は、必要な措置を講じること。

7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていることおよび、工事カルテの登録がされていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は、必要な措置を講じること。

5. その他

- 1) 工事現場における適正な施工体制の確保は、各発注者間で統一的な取組みを行うことによって効果が発揮できることから、各工事現場の立入点検の実施や各発注者が保

有する情報を相互に交換するなど、発注者相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めること。

- 2) 発注者支援データベースシステムによる現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期登録を確実なものとするため、CORINS登録の受領書を早期に提出させること。
- 3) 施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生じるおそれがある場合等、工事の適正な施工を確保するために必要な場合に、適切に活用すべきものであることに留意すること

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に契約を締結する工事について適用する。